

一般社団法人日本鉄鋼連盟における 自主行動計画フォローアップ調査について

2022年(令和4年)3月3日

一般社団法人日本鉄鋼連盟

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ **調査期間**：2021年(令和3年)10月8日～11月8日
- ・ **対象企業**：運用初年度(2020年度：11社)より、2021年度は鉄鋼連盟会員企業メーカー51社および大手商社4社の計55社に拡大。
- ・ **回答社数**：29社
 - 内訳：取引上の地位別：完成品メーカー20社、1次下請8社、2次下請1社
 - 中小企業法上の企業規模別：大企業23社、中小企業6社
 - 下請法上の区分別：発注側(親事業者)だけに該当24社
 - 発注側・受注側どちらも該当3社
 - 受注側(下請事業者)だけに該当2社
- ・ **回答率**：52.7%

2. 令和3年度フォローアップ調査結果（概要）

・概観

- ✓ **原価低減要請の方法**について、受発注の双方とも**望ましくない事例は概ね観測されていない**。また、**労務費上昇に伴う取引対価の見直し要請**についても、受発注の双方とも**多くの企業で協議も実施されている**。
- ✓ 受発注側双方で、**型取引のある企業では、必要な費用負担に関するものを中心に、概ねルールやマニュアルは整備され、そもそも多くの企業で型管理に関する課題がないが、課題がある企業も改善している**。
- ✓ **下請代金支払(狭義:設問25~27)**について、**発注側で全て現金払いは回答27社中15社、手形支払いがあるのは12社**。手形支払いのある発注側企業で、割引料等のコストを勘案していないケースがあるほか、半数の企業で支払いサイトが60日を超えている。受注側4社では現金払いと手形払いは半々で、支払いサイトは全て60日以内に収まっている。
 - ・ **手形支払の廃止に向けた検討は、受注側企業に比べ、発注側では大半の企業で進んでいる**といえる。
 - ・ **ただし、具体的取組みに着手している企業は、受発注側双方で相対的に少ない**。
- ✓ 発注側企業による**働き方改革による受注側企業への影響**はほぼない。短納期化や仕様変更に伴う適正なコスト負担についても、受発注側とも大半の企業で概ねできている。
- ✓ **適正な知的財産取引実現のための取組み(適切な契約書の具備等)**についても、大半の企業で実施中。未実施の企業については、そもそも知財取引がないケースが大半。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

<総論>

Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標 (プロセス) に係る設問

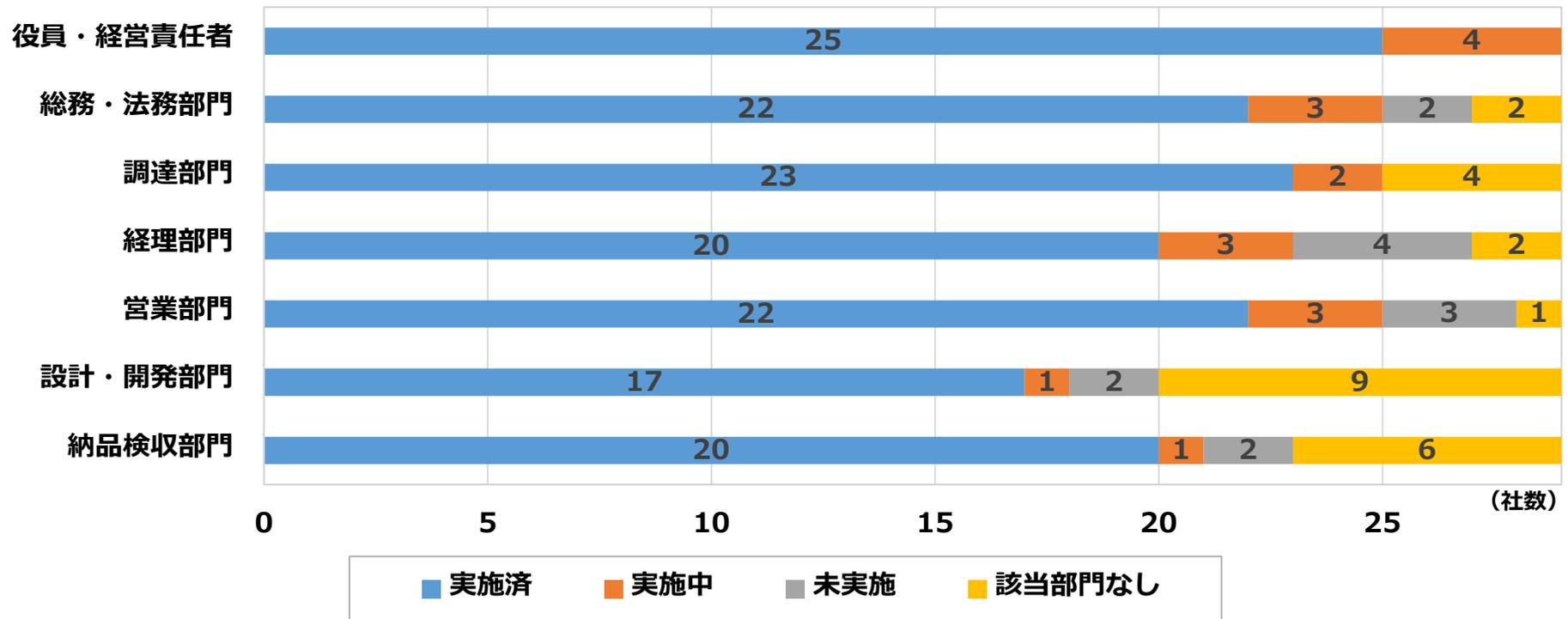
3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）

自主行動計画の各部門役職員に対する浸透・徹底

設問5 関係法令や指針、自主行動計画の内容について、各部門の役職員に対して、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を周知し、浸透・徹底されていますか。〈広義〉

- ✓ 全企業で役員・経営責任者に対して、実施済みまたは実施中。
- ✓ 調達部門がある企業全てにおいて、実施済みまたは実施中。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）

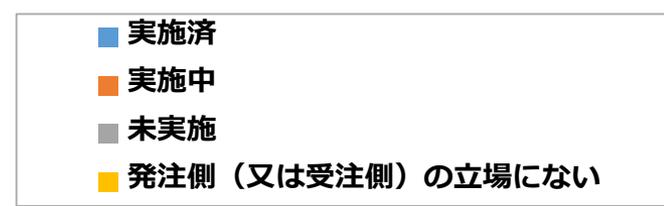
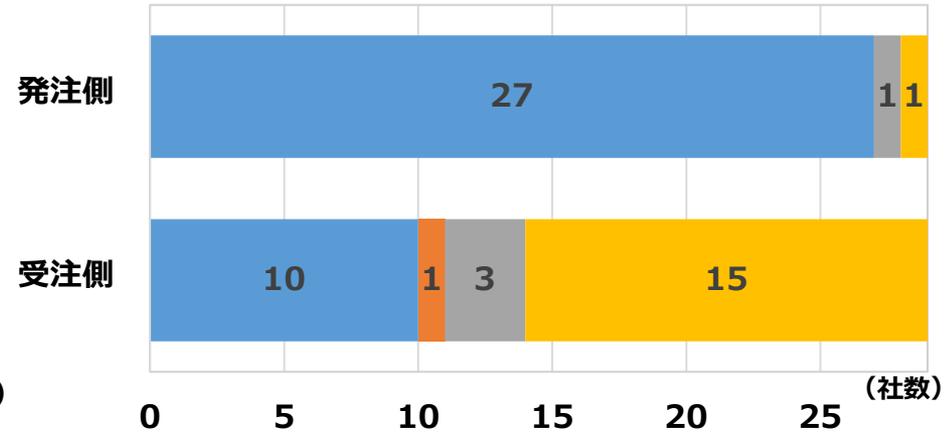
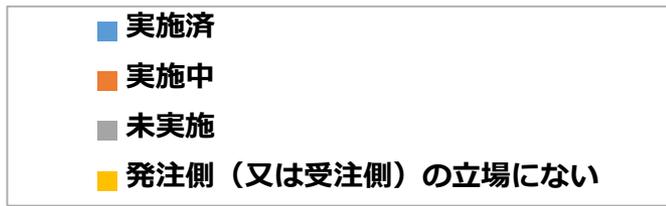
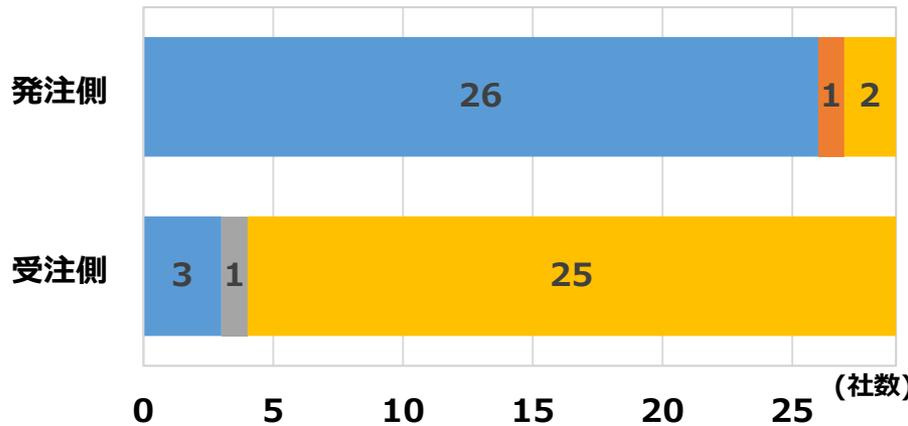
重点課題に関する取組み① 価格決定方法の適正化

設問6,7 原価低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準(自主行動計画)に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。〈狭義〉

- ✓ 発注側は全企業で実施済または実施中。
- ✓ 受注側は実施済3社、未実施1社。

設問8,9 貴社は、取引先から、労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、十分に協議することを徹底されていますか。〈広義〉

- ✓ 発注側は未実施1社を除き全企業で実施済み(未実施の理由「労務費の協議要請は過去にも実績がない」)。
- ✓ 受注側は実施済10社、実施中1社、未実施3社。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）

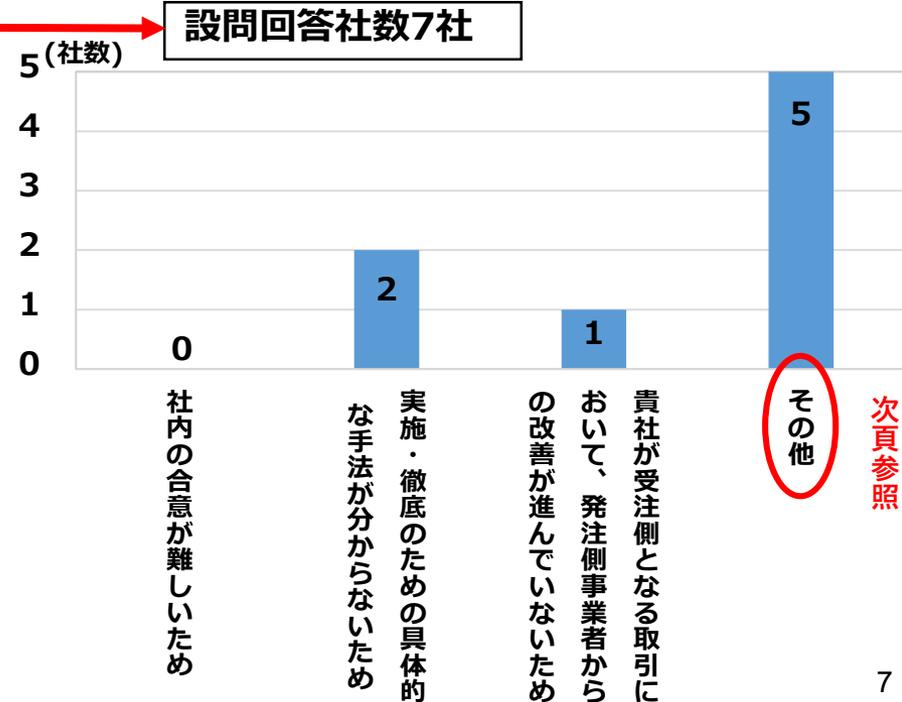
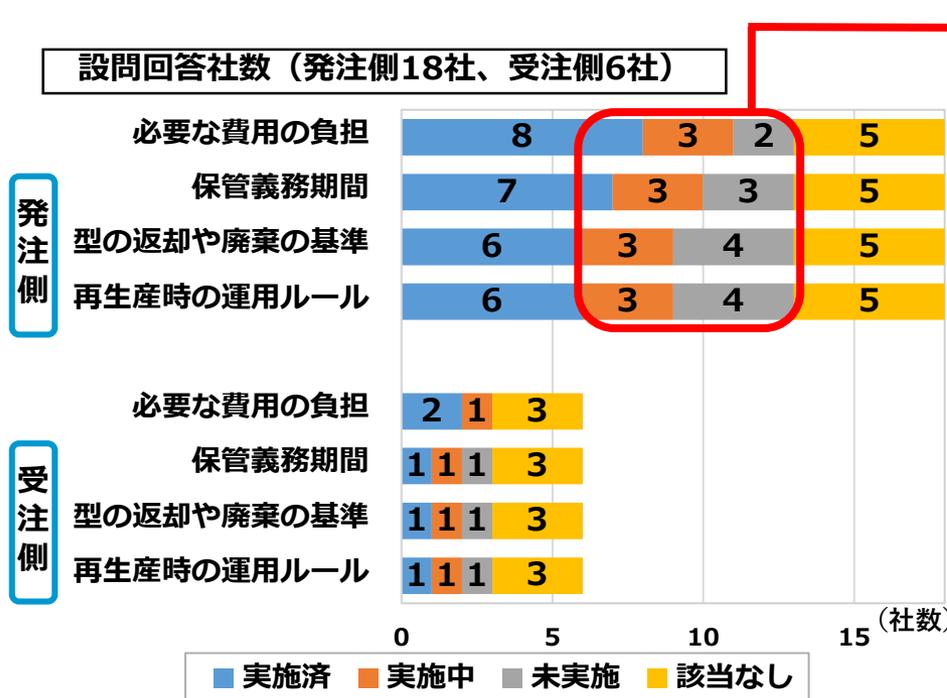
重点課題に関する取組み②型取引の適正化

設問10 貴社は、型保管および旧型補給品供給に関して、以下の項目に関するルールやマニュアルを整備していますか。〈広義〉

- ✓ 発注側で型取引のある13社では費用負担に関するルールの整備が相対的に進んでいる。
- ✓ 受注側で型取引のある3社でも同様の状態。

設問11 問10の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。〈広義〉【複数回答可】

- ✓ 実施・徹底のための具体的な手法が分からないとした社が2社あったほか、その他として具体的な回答が寄せられた(次頁参照)。



設問11 型取引：「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由に対する回答「その他」(5件)の内容。

- ①本社側で、工場側の実態の全てを把握しきれていないため。
- ②型の制作を伴う発注はごく少数であり、またその場合も原則として委託先の見積もり条件(型製作費用の負担や支払時期、最終の発注から一定期間経過した場合の型の廃棄等)を受け入れているため。
- ③現在、下請法に関する社内研修の実施およびルール化の検討を行っているため。
- ④型取引はあるものの、極めて稀であり、また、都度取引先と協議を行い、これまでに特段の問題が生じていないことから、ルールやマニュアルを整備するまでの必要性を感じていないため。
- ⑤保管料についてはすでに適正に取引されているが、その他の項目について現状、必要性がないため。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）

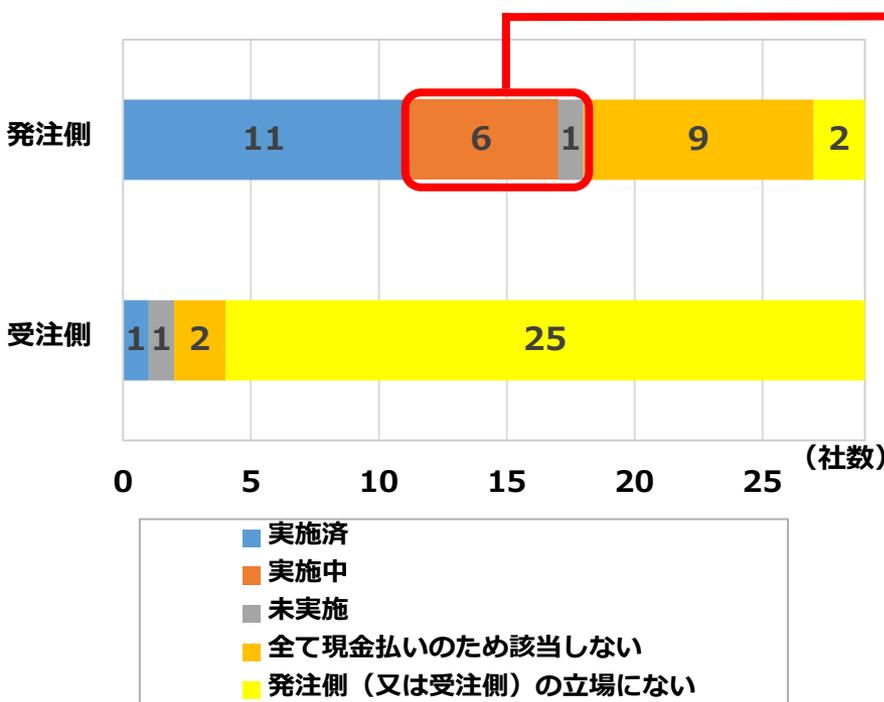
重点課題に関する取組み③ 支払条件の改善

設問12 貴社は、下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案および手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定していますか。〈狭義〉

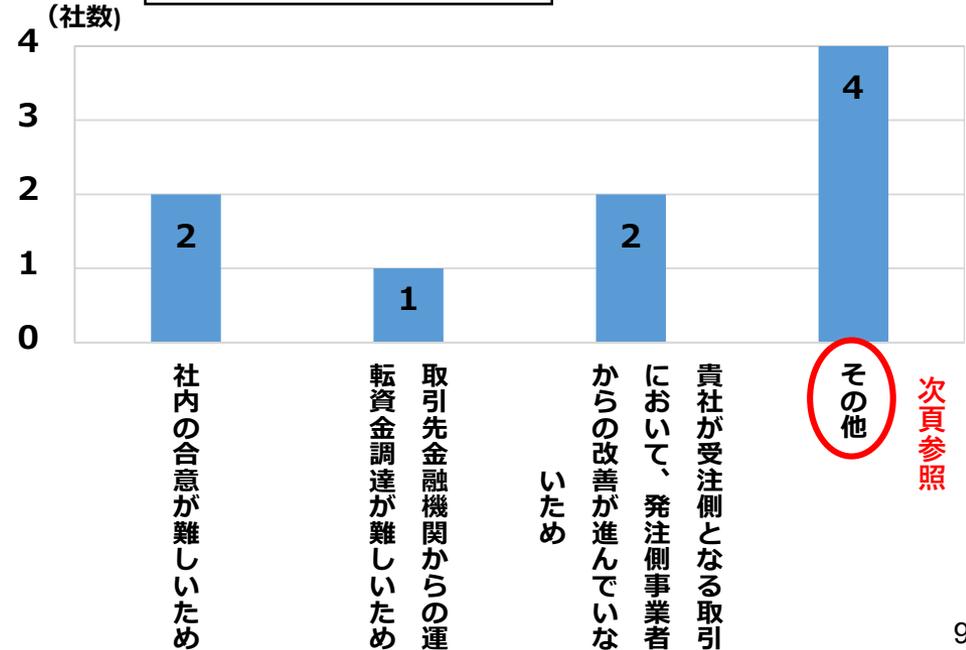
- ✓ 発注側は全て現金払い、実施済み、実施中で大半を占める。(受注側回答企業は少数。現金払いが半数)

設問13 設問12の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。〈狭義〉【複数回答可】

- ✓ 「社内の合意が難しい」、「(自社に対する)発注側事業者の改善が進んでいない」、「資金調達が困難」などが理由に挙げられた。(その他回答については次頁参照)



設問回答社数7社



次頁参照

**設問13 支払条件の改善：「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の
主な理由に対する回答「その他」(4件)の内容。**

- ①関係部署と運用実施するため協議を行い、2022年4月への実施を計画中。
- ②電子決済を進めているが、一部発注先企業において現金払いのみの支払方法があるため。
- ③会社の業績が大きく悪化しており、実施時期の見極めをしている。
- ④幅広い要望に応えるため。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）

連結会社に対するコンプライアンス、サプライチェーン全体での適正取引

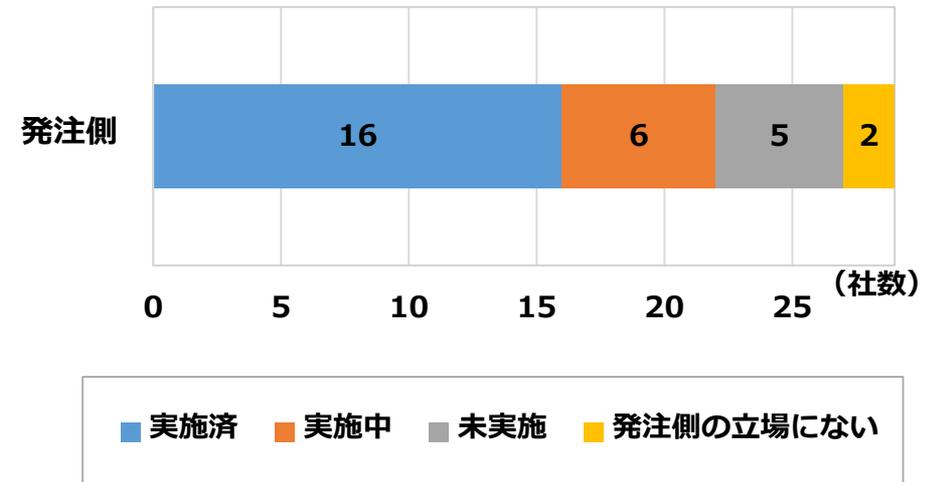
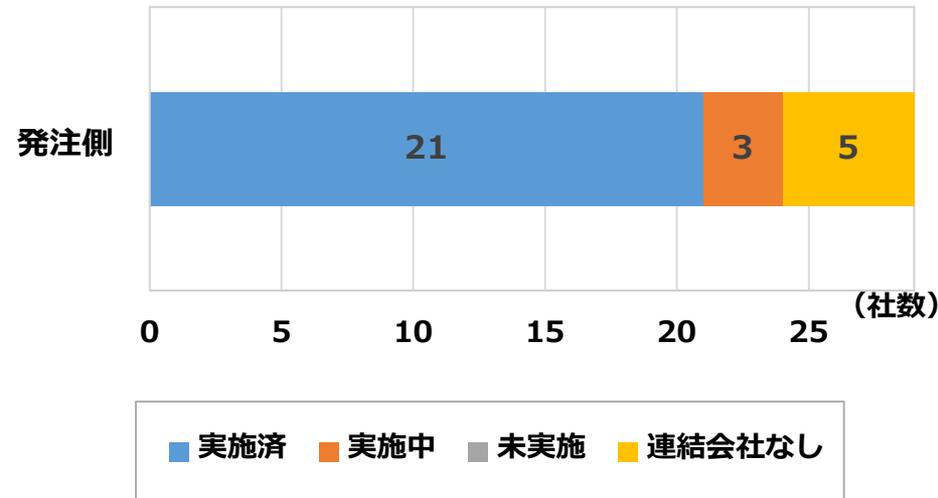
設問14 連結会社に対するコンプライアンスの点検項目に適正取引が含まれていますか。

<広義>

✓ 該当する全企業で実施済または実施中。

設問15 サプライチェーン全体で適正取引を進める観点から、直接の取引先を通じて、その先の取引先への適正取引の働きかけを実施していますか。<広義>

✓ 大半の企業で実施済または実施中。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

<各論>

- Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標
（結果、取引条件）に係る設問**
- Ⅳ. 働き方改革・知的財産等への対応に
係る設問**

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み① 価格決定方法の適正化

設問16 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施しましたか。〈広義〉

✓ 発注側・受注側ともに概ね実施済。

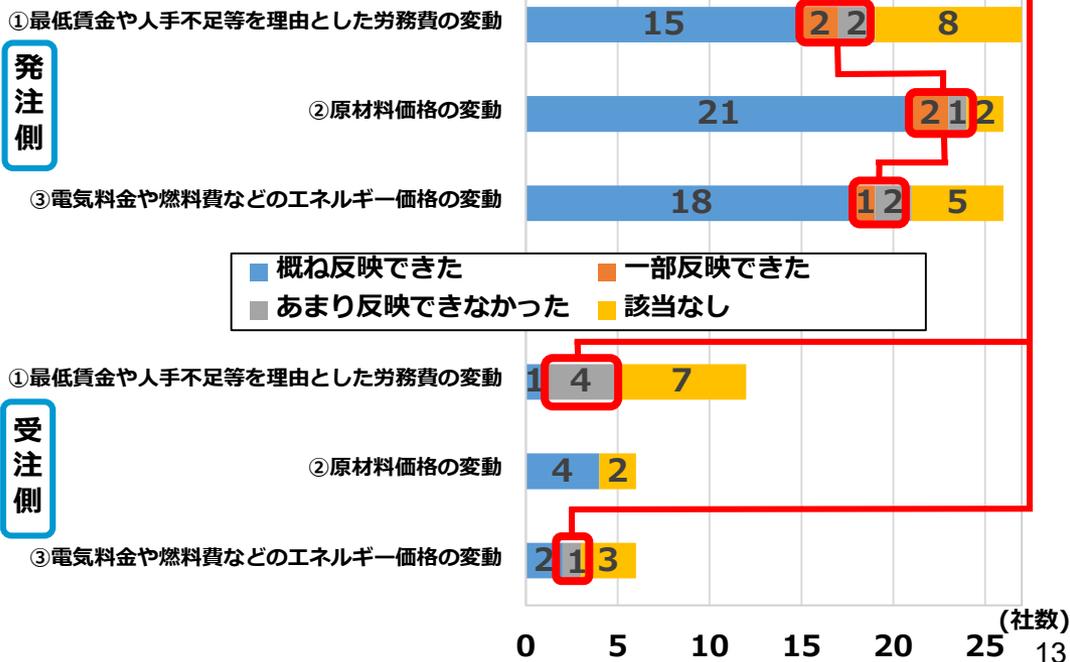
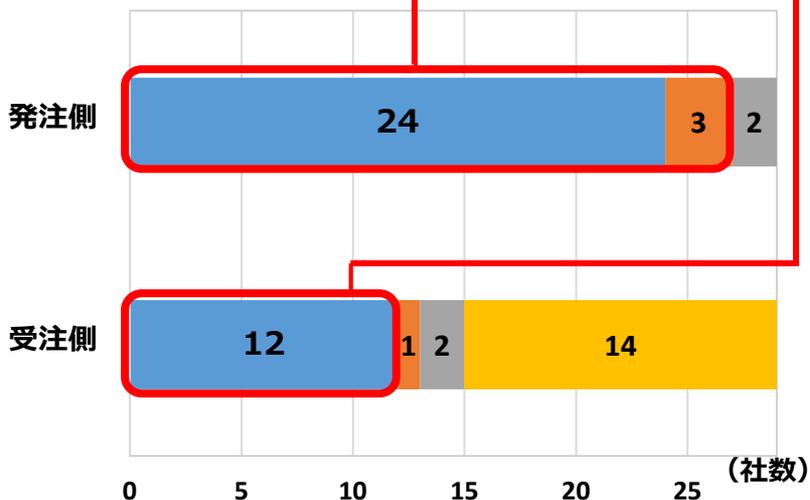
設問17 2021年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、反映できたと考える項目をお答えください。〈狭義、ただし①は広義〉

✓ 発注側は概ね全ての項目で反映できている。

✓ 受注側では「労務費の変動」をあまり反映できなかったとの回答(4社)があった。

設問回答社数
(発注側27社、受注側12社)

設問18へ



■ 実施済
■ 一部実施
■ 未実施
■ 発注側（又は受注側）の立場にない

■ 概ね反映できた
■ 一部反映できた
■ あまり反映できなかった
■ 該当なし

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み①価格決定方法の適正化

設問18 設問17で、「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」の主な理由をお答えください。＜狭義、ただし①は広義＞

- ✓ 発注側は受注側と協議したが応じられなかった、受注側から要請されなかったとの理由が挙げられた。
- ✓ 受注側は発注側に要請しなかったとの理由が挙げられた。

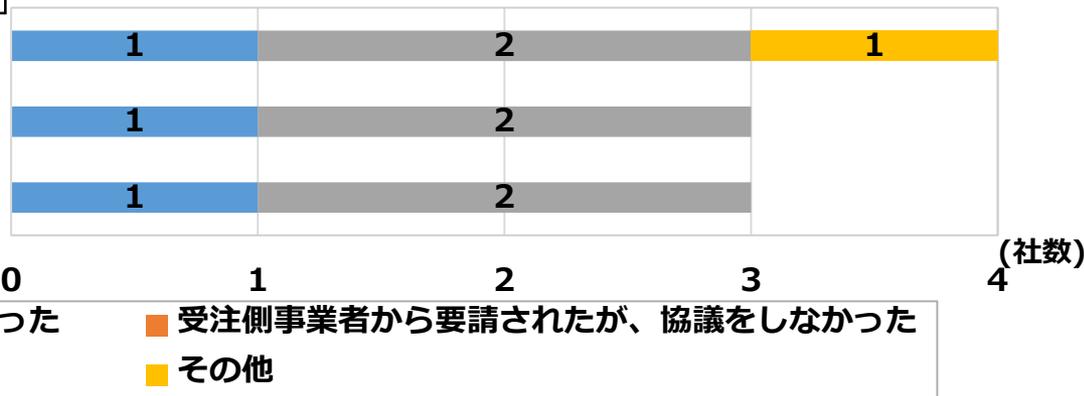
設問回答社数3社(ただし、①については4社)

発注側

①最低賃金や人手不足を理由とした労務費の変動

②原材料価格の変動

③電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動



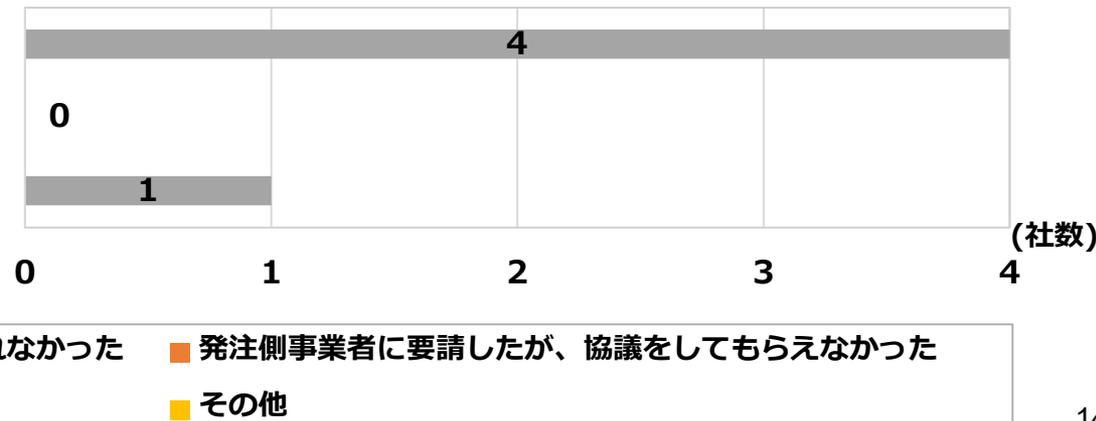
設問回答社数4社

受注側

①最低賃金や人手不足等を理由とした労務費の変動

②原材料価格の変動

③電気料金や燃料費などのエネルギー価格の変動



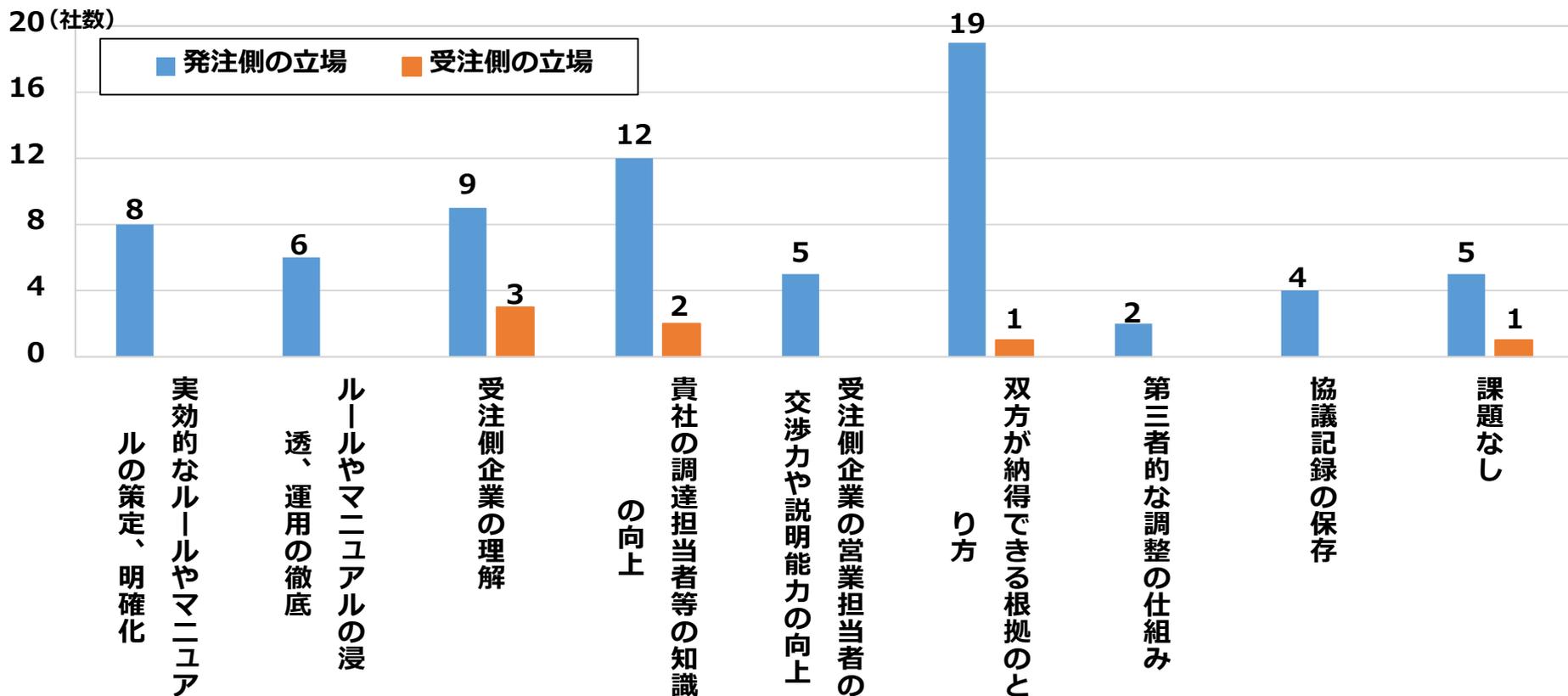
3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み①価格決定方法の適正化

設問19 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。〈狭義〉【複数回答可】

- ✓ 発注側は双方が納得できる根拠のとり方を課題と捉えている。(19社)
- ✓ 受注側は発注側企業の理解を課題と捉えている。(3社)



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み②型取引の適正化

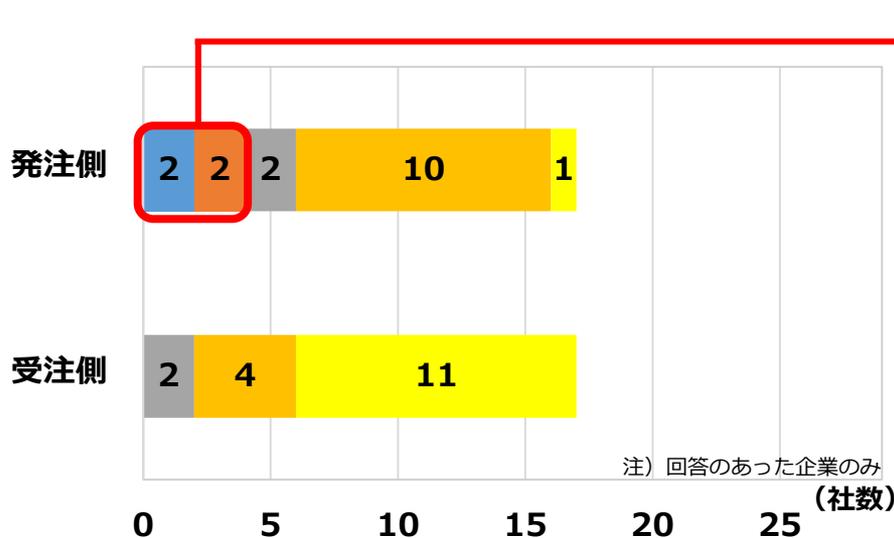
設問20 1年前と比較して、型管理の課題は改善されましたか。〈広義〉

- ✓ 発注側は多くの企業が改善、やや改善、課題なしとしている。
- ✓ 受注側は課題なしが4社、改善されていないが2社あった。

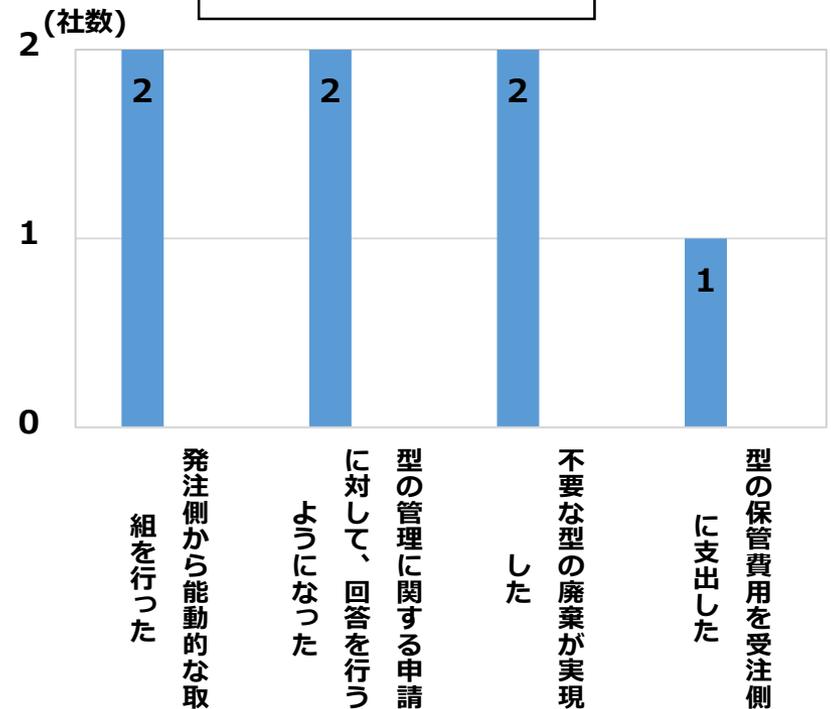
設問21 型管理の課題が改善されたのはどのような内容でしょうか。〈広義〉

【複数回答可】

- ✓ 発注側は、能動的な取組み、型管理申請への回答、不要な型の廃棄実現等の課題が改善されたと認識。



設問回答社数4社



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み②型取引の適正化

設問22 型管理における適正化や改善への取組みは実施できましたか。〈広義〉

✓ 発注側、受注側いずれも概ね又は一部実施できている。

設問回答社数（発注側8社、受注側3社）

設問23(次頁)

注) 全選択肢を該当なしと回答した社をのぞく

発注側

①保管費用の負担

②保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進

③型製造代金の支払方法協議の実施

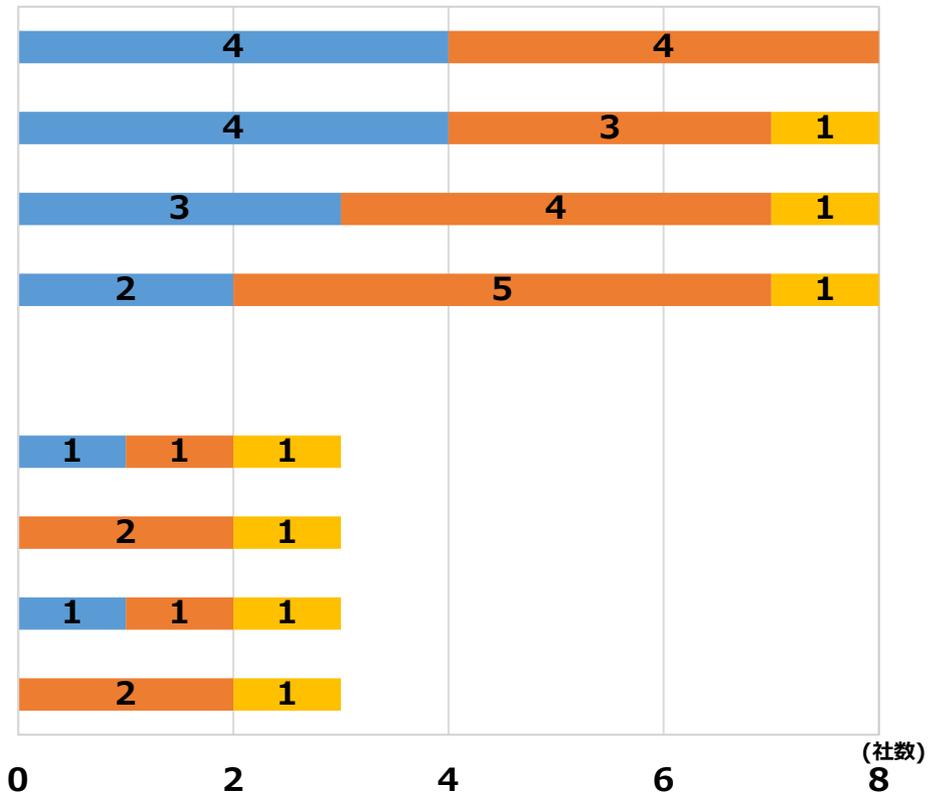
④受注側からの要求による型製造代金一括払いの実施

①保管費用の負担

②保管期間を過ぎた型の返却や廃棄の促進

③型製造代金の支払方法協議の実施

④受注側からの要求による型製造代金一括払いの実施



■ 概ね取組を実施できた ■ 一部取組を実施できた ■ あまりできなかった ■ 該当なし（無回答含む）

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

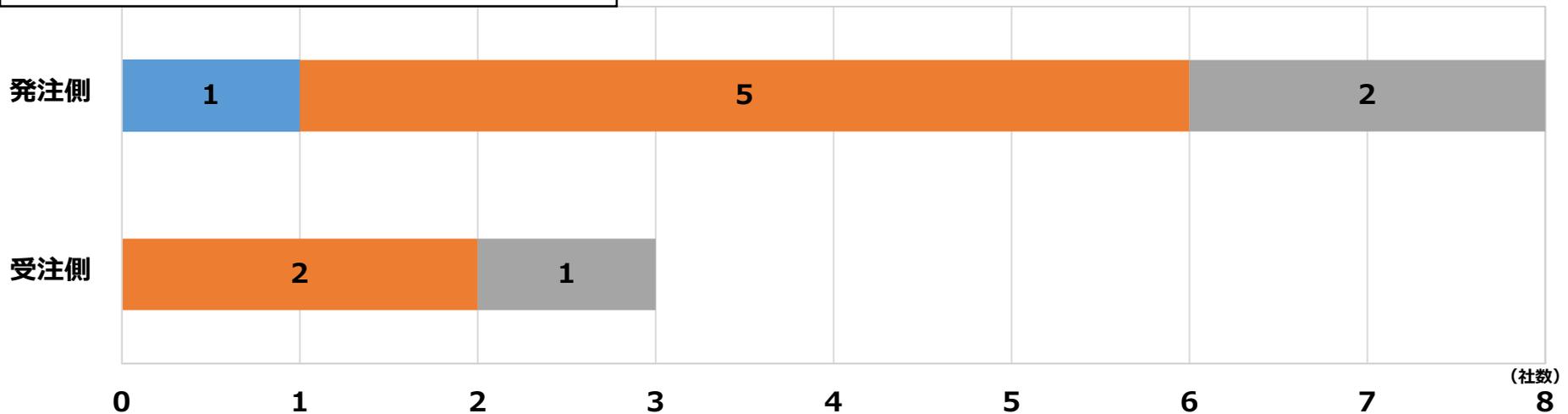
重点課題に対する取組み②型取引の適正化

設問23 設問22の取組みによって型の増加抑制および削減に向けた効果はでましたか。

<広義>

✓ 概ね、発注側、受注側いずれも取組みの効果については、今後発現するものと整理している。

設問回答社数(発注側8社、受注側3社)



■ 効果が出た

■ 今後効果が出る見込み

■ 今後も効果が出る見込みはない

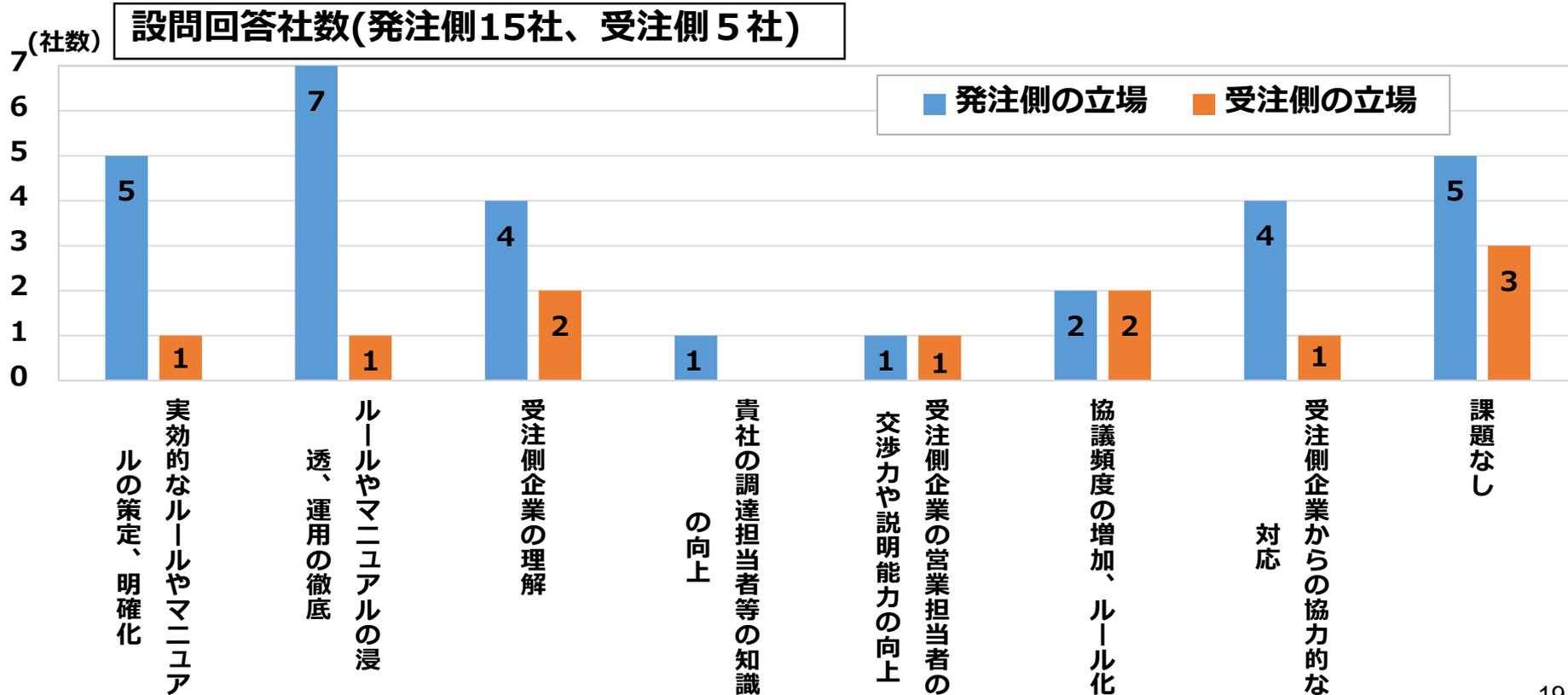
3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み②型取引の適正化

設問24 より円滑に型の増加抑制および削減を進めるための課題をお答えください。【複数回答可】

- ✓ 発注側は課題なしのほか、ルールやマニュアルの浸透・運用徹底、策定・明確化に課題があるとの回答。
- ✓ 受注側の回答は、課題なしが相対的多数である以外は分散している。



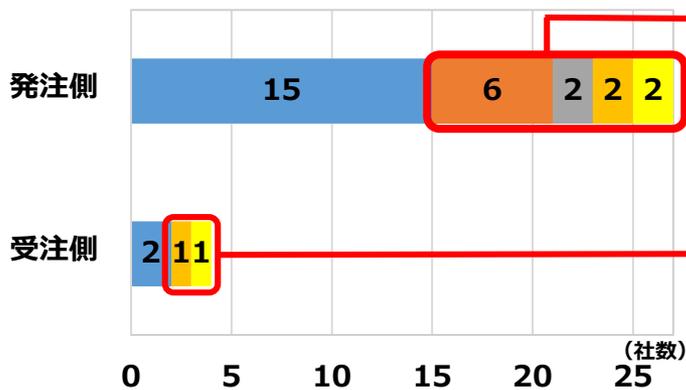
3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み③支払条件の改善

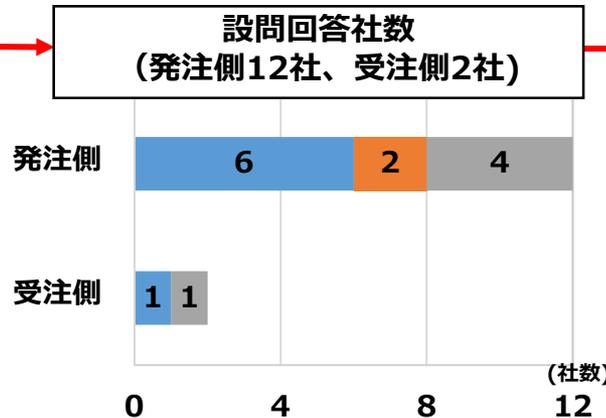
設問25 下請代金を手形等で支払っている(支払われている)割合はどれくらいですか。〈狭義〉

- ✓ 発注側は全て現金払い、手形支払割合30%未満の企業が大半を占めるが、30%～50%未満や50%以上の企業もあった。
- ✓ 受注側は全て現金払いが2社、30%～50%未満が1社、50%以上が1社。



設問26 下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担することのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定していますか。〈狭義〉

- ✓ あまり勘案していない企業が発注側で4社、受注側で1社あった。



設問27 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。〈狭義〉

- ✓ 発注側のサイトは60日以内～120日超に分布している。
- ✓ 受注側は全て(2社)60日以内



■ 全て現金払い
■ 10%未満
■ 10～30%未満
■ 30～50%未満
■ 50%以上

■ 概ね勘案している (概ね発注側負担)
■ 一部勘案している (一部発注側負担)
■ あまり勘案していない (概ね受注側負担)

■ 30日 (1ヶ月) 以内
■ 60日 (2ヶ月) 以内
■ 90日 (3ヶ月) 以内
■ 120日 (4ヶ月) 以内
■ 120日 (4ヶ月) 超

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

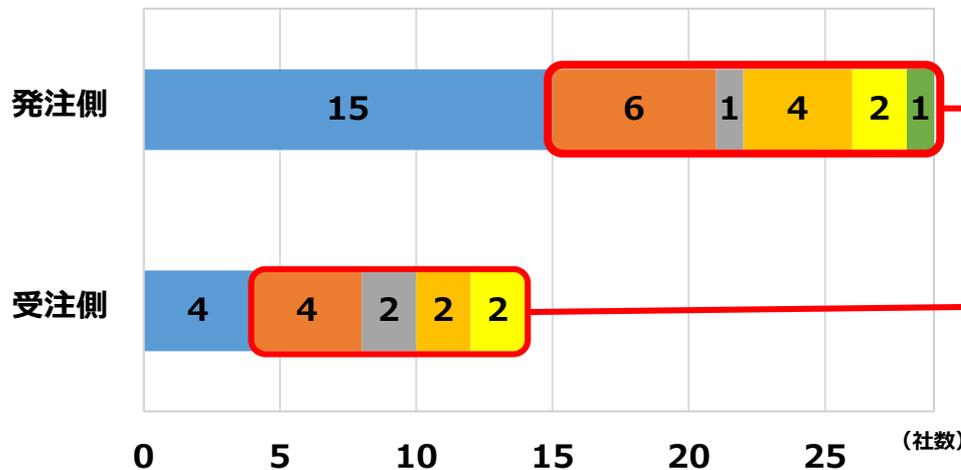
重点課題に対する取組み③支払条件の改善〈広義〉

設問28 下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいですか〈広義〉

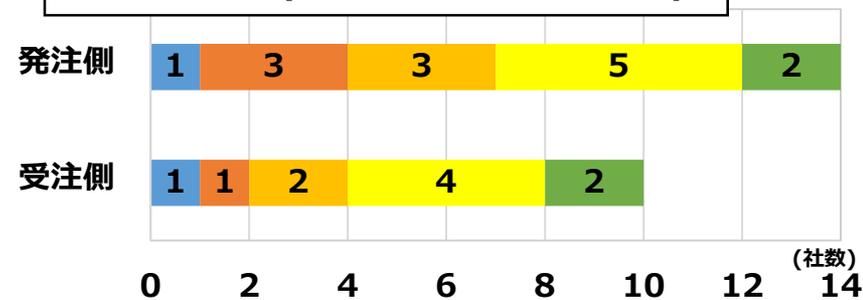
- ✓ 発注側は全て現金払い、手形支払割合30%未満の企業が大半を占めるが、30%~50%未満や50%以上、全て手形払いの企業もあった。
- ✓ 受注側は全て現金払い、手形支払割合30%未満の企業が大半を占めるが、30%~50%未満や50%以上の企業もあった。

設問29 現在、手形等を60日を超えるサイトで振り出している場合、手形等のサイトを60日以内に変更する予定(具体的な協議等)がありますか。〈広義〉

- ✓ 発注側、受注側のいずれも変更予定、手形廃止予定が過半を占めるが、変更する予定がない企業もあった。



設問回答社数(発注側14社、受注側10社)



- 2021年内に60日以内に変更予定 (今年中)
- 2022年内に60日以内に変更予定 (1年以内)
- 2023年内に60日以内に変更予定 (2年以内)
- 2024年内に60日以内に変更予定 (3年以内)
- 60日以内に変更する予定はない
- 今後、約束手形の利用の廃止予定

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

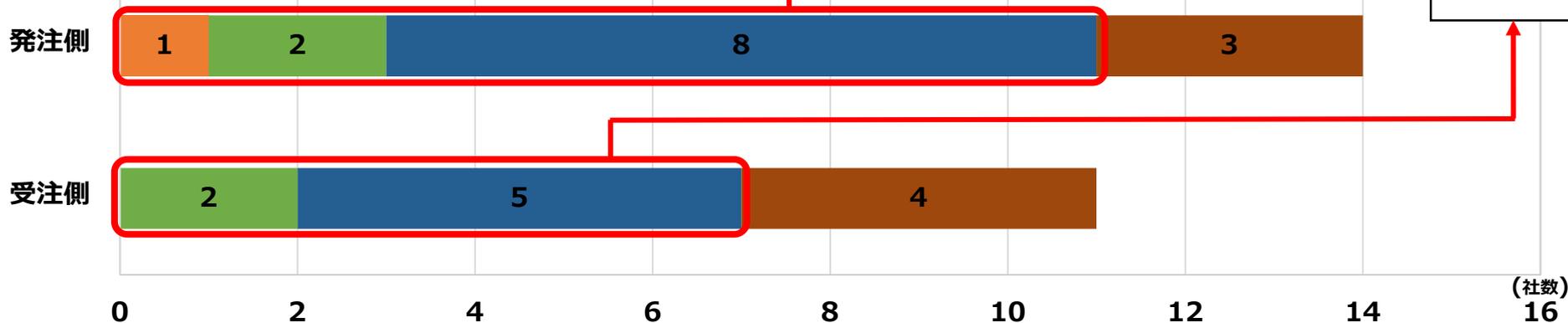
Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み③支払条件の改善

設問30 政府が6月に策定した成長戦略実行計画において5年後の約束手形の利用に廃止に向けた取組を促進していくことが求められています。今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。〈広義〉

- ✓ 発注側、受注側のいずれも廃止する予定、時期は未定だが廃止にむけて検討中が過半を占めるが、廃止予定のない企業もあった。

設問回答社数(発注側14社、受注側11社)



設問31
(次頁)

- 2021年内に利用を廃止する予定 (今年中)
- 2022年内に利用を廃止する予定 (1年以内)
- 2023年内に利用を廃止する予定 (2年以内)
- 2024年内に利用を廃止する予定 (3年以内)
- 2025年内に利用を廃止する予定 (4年以内)
- 2026年内に利用を廃止する予定 (5年以内)
- 時期は未定だが、利用の廃止に向けて検討中
- 約束手形の利用の廃止予定はない

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

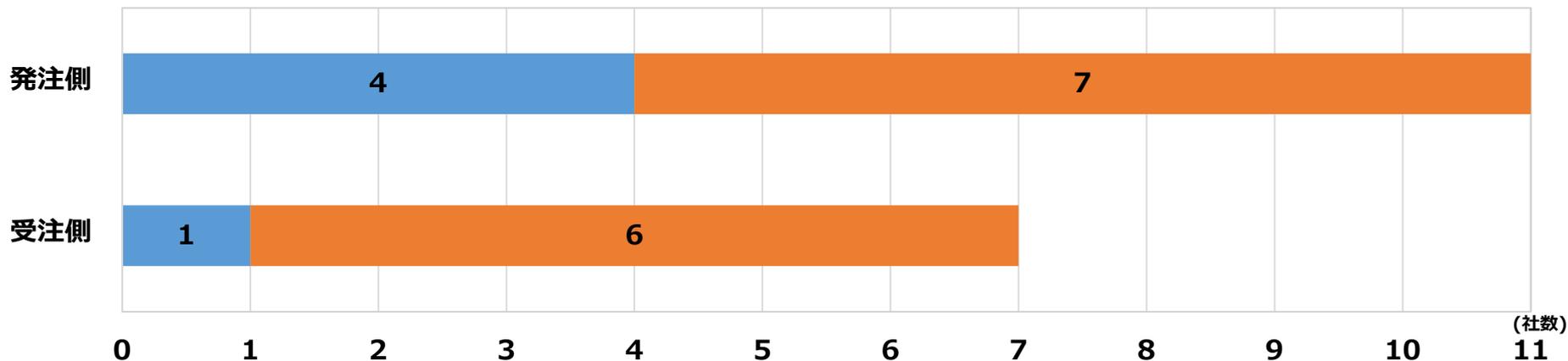
Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み③支払条件の改善

設問31 約束手形の利用の廃止に向けた具体的な取組は行っていますか。〈広義〉

- ✓ 発注側で具体的な取組を行っているのは4社、行っていないとしたのは7社。
- ✓ 受注側で具体的な取組を行っているのは1社、行っていないのは6社。

設問回答社数(発注側11社、受注側7社)



■ 支払方法に関する取引先との協議や内部での方針決定など、具体的な取組を行っている

■ 利用の廃止をする予定はあるが、具体的な取組はまだ行っていない

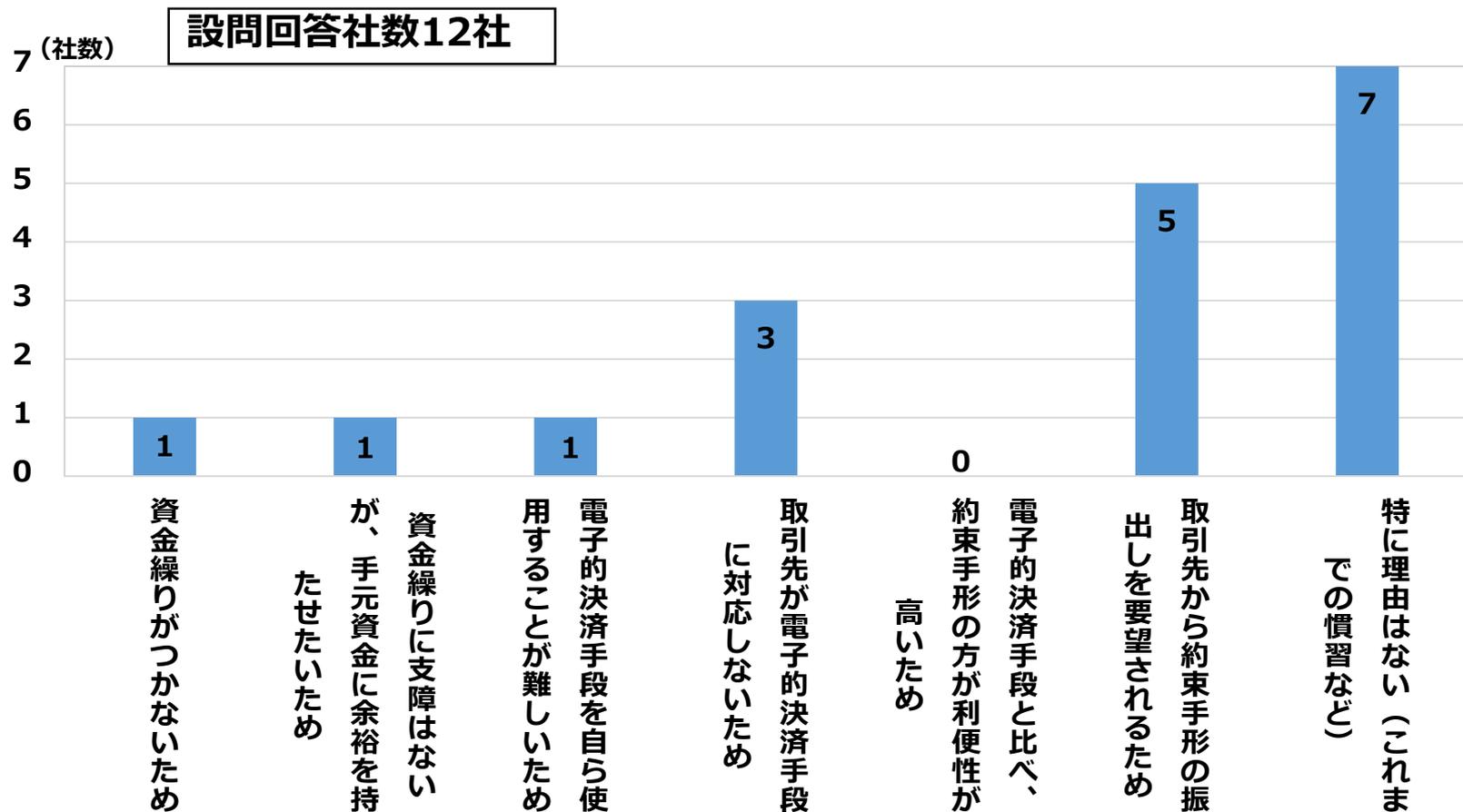
3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み③支払条件の改善

設問32 5年後(2026年)までに約束手形の利用廃止をする予定がない理由は何ですか。〈広義〉【発注側の立場】【複数回答可】

✓ 特に理由なし(慣習のため)、取引先から手形払いを要望されるためとの回答が相対的多数。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

重点課題に対する取組み③支払条件の改善（大企業間取引）

設問33 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている割合はどれくらいですか。

<広義>

- ✓ 発注側は全て現金払い、手形割合30%未満の企業が大半を占めるが、30～50%未満、50%以上の企業もあった。
- ✓ 受注側は全て現金払い、手形割合10%未満の企業が大半を占めるが、30～50%未満、50%以上の企業もあった。

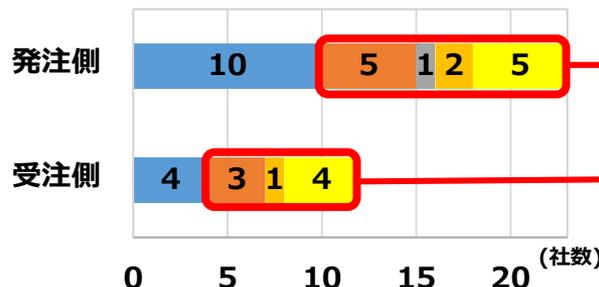
設問34 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている場合、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して代金の額を決定していますか。<広義>

- ✓ 発注側はあまり勘案していない企業が半数以上ある。
- ✓ 受注側は、概ね勘案が3社、一部勘案が2社、あまり勘案していないが3社と分散。

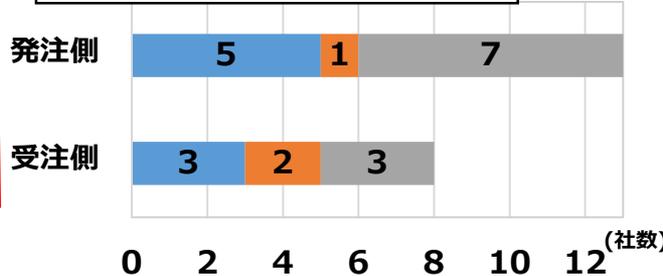
設問35 大企業間の取引において、代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。<広義>

- ✓ 発注側は90日を超える企業が多い。
- ✓ 受注側は60日超で分散。

設問回答社数
(発注側23社、受注側12社)

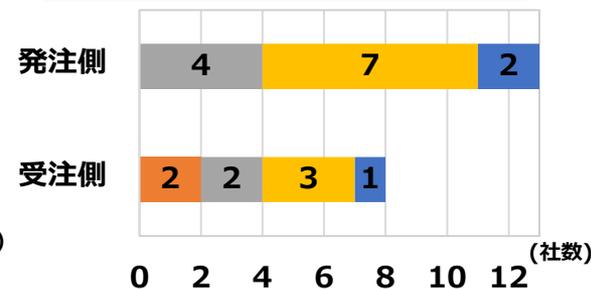


設問回答社数
(発注側13社、受注側8社)



■ 概ね勘案している (概ね発注側負担)
 ■ 一部勘案している (一部発注側負担)
 ■ あまり勘案していない (概ね受注側負担)

設問回答社数
(発注側13社、受注側8社)



■ 30日 (1ヶ月) 以内
 ■ 60日 (2ヶ月) 以内
 ■ 90日 (3ヶ月) 以内
 ■ 120日 (4ヶ月) 以内
 ■ 120日 (4ヶ月) 超

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析 重点課題に対する取組み③支払条件の改善

【現状】

- ✓ 下請代金支払(狭義:設問25~27)について、発注側に該当する企業27社のうち、全て現金払いの15社と手形支払割合30%未満の8社で大半を占めるが、手形支払割合30%~50%未満や50%以上の回答もあった。
- ✓ 手形支払いのある12社の中には、現金化にかかる割引料等のコストをあまり勘案していないとの回答があった。
- ✓ また、上記12社の支払いサイトについては、60日以内~120日超に分布している。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ✓ 取引適正化検討WGを通じて、支払条件の改善に向けた啓蒙活動に取り組んでいく。

3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

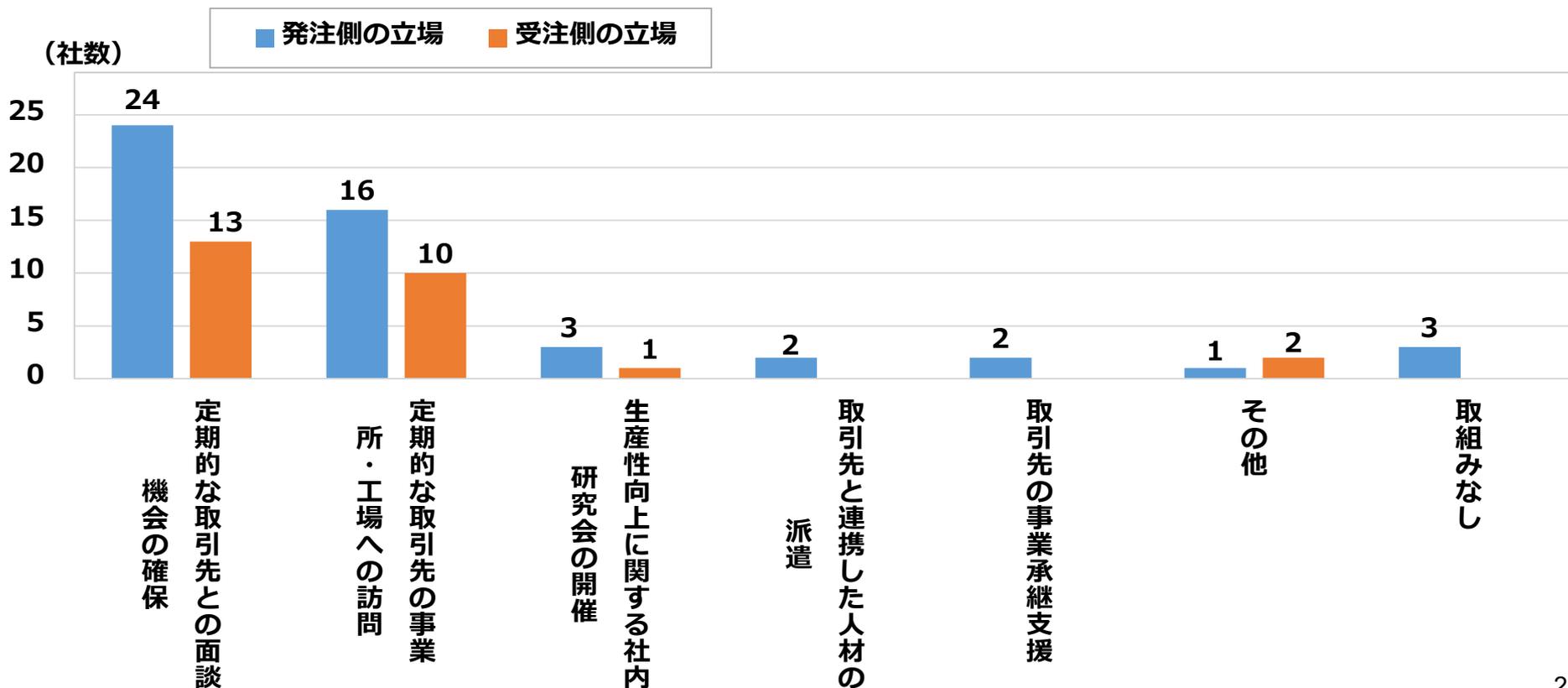
Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

生産性の向上に向けた取組み

設問36 取引先と、生産性の向上に向けて取り組んでいることはありますか。

大企業間の取引に限定いたしません。【複数回答可】

✓ 発注側、受注側のいずれも取引先との定期的な面談や取引先への訪問に取り組んでいる企業が多い。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

IV. 働き方改革・知的財産等への対応

重点課題に対する取組み④働き方改革に伴うしわ寄せ防止

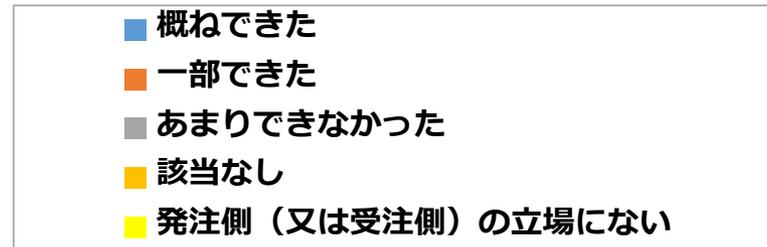
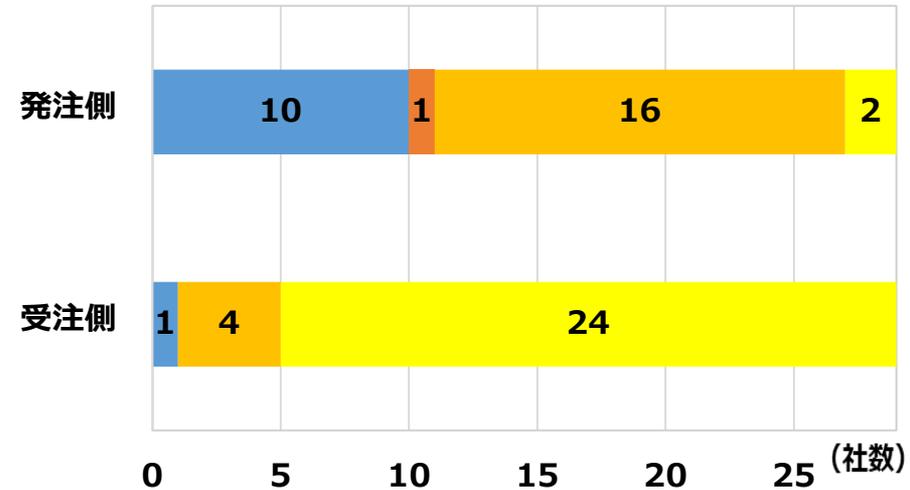
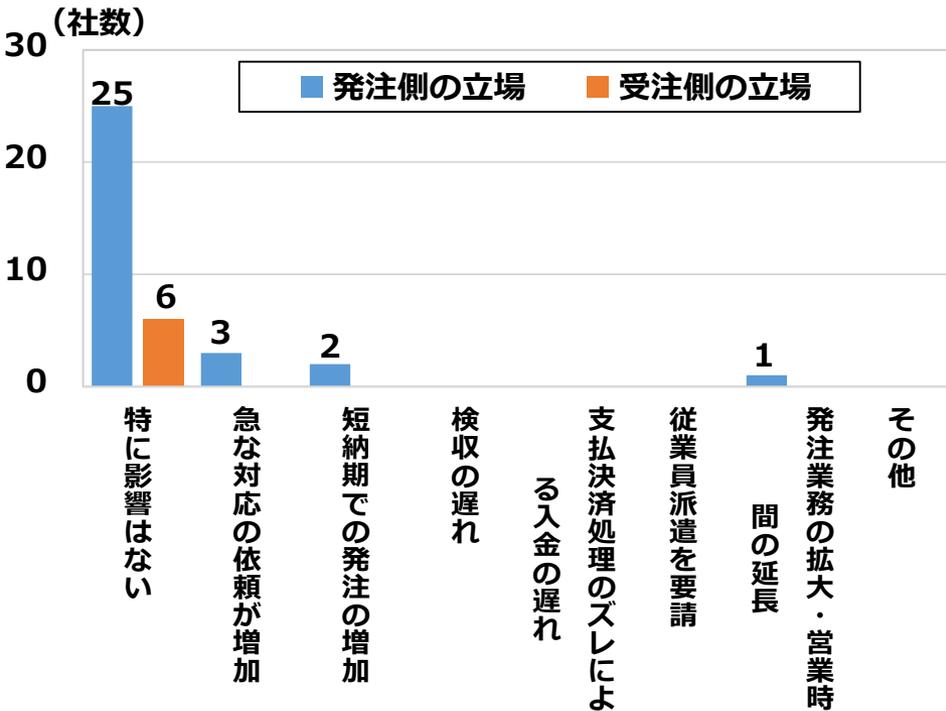
設問37 貴社が「発注側の立場」では、自社で働き方改革を行った結果、受注側企業に対しどのような影響がありますか。

【複数回答可】

- ✓ 発注側、受注側のいずれも特に影響はないが大半を占めた。

設問38 発注側企業が働き方改革を行った結果、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを発注側企業が負担しましたか。

- ✓ 受発注側のいずれも、ほぼ全ての企業で短納期化や仕様変更コストを適正に負担できている。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

IV. 働き方改革・知的財産等への対応

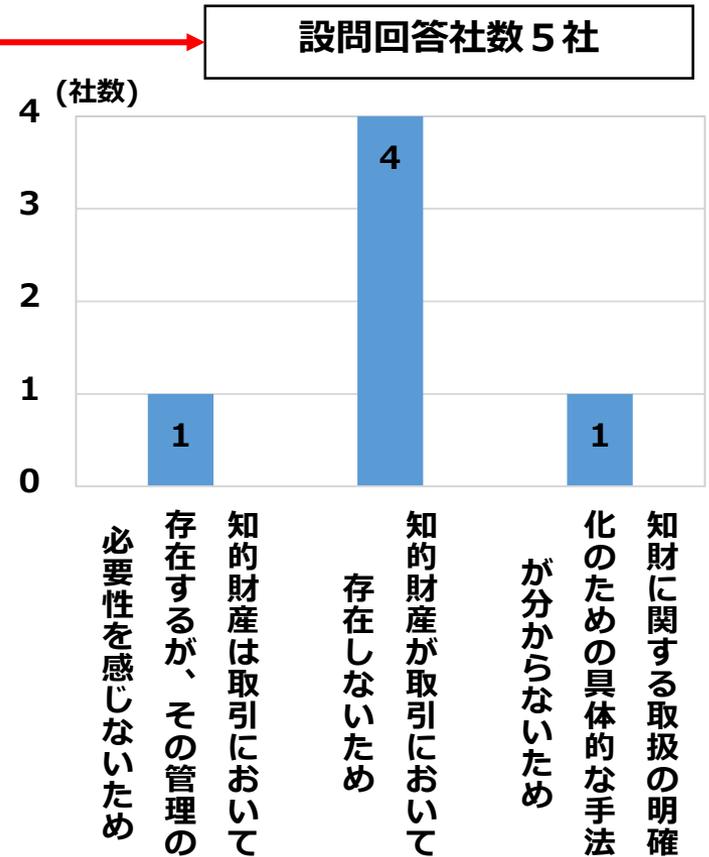
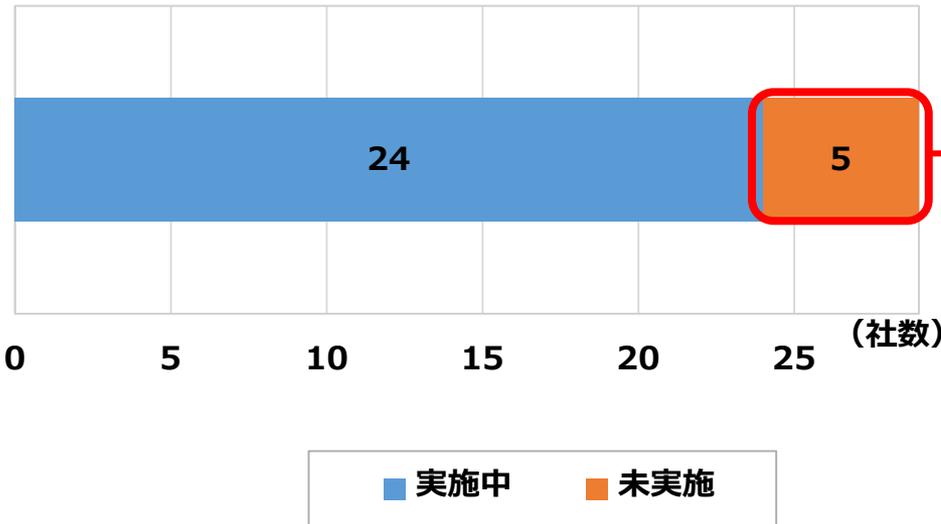
重点課題に対する取組み⑤知的財産・ノウハウの保護

設問39 自身の企業において知的財産(特許権や商標権のほか、営業秘密やノウハウも含む。)に関する適正な取引を実現するために、契約書や発注書面に知的財産のやりとりが発生する場合の利益配分や責任分担を明記するといった取組を実施していますか。〈広義〉

✓ 実施中が大半を占めたが、未実施と回答した企業もあった。

設問40 問39で「未実施」の主な理由をお答えください。〈広義〉【複数回答可】

✓ 問39の実施の理由は「知的財産が取引において存在しない」が最多。



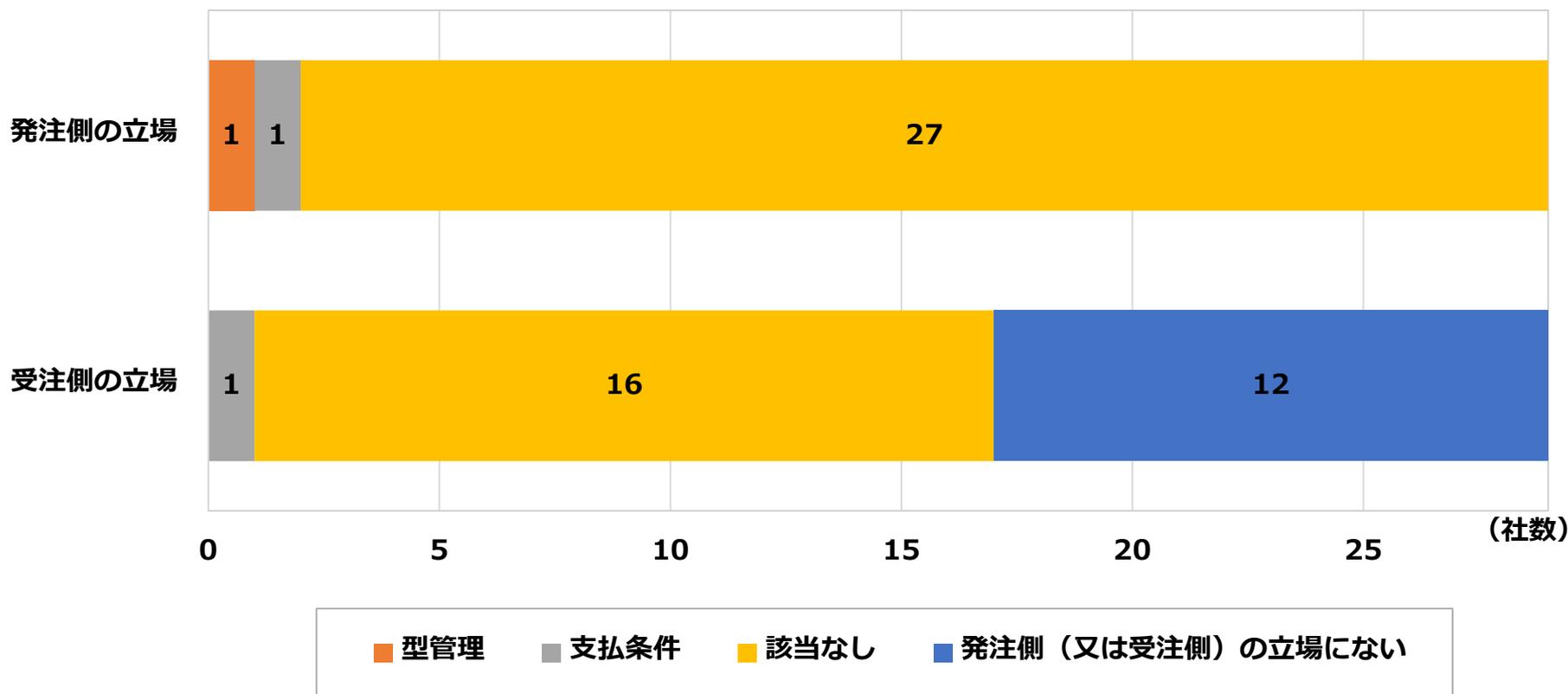
3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

IV. 働き方改革・知的財産等への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響

設問41 取引適正化に関する取組みのうち、改善が進まなかった理由として、特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたものをお答えください。【複数回答可】

✓ 発注側、受注側のいずれも該当なしが大半を占めた。



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 会員企業数：日本鉄鋼連盟メーカー会員51社
- ・ 宣言企業数：20社
- ・ 割合：39.2%

【今後の取組み】

- ・ パートナーシップ構築宣言企業数の増加に向けて、同宣言の周知を図っていく。

5. これまでの取組み（周知・啓蒙等）

1. 自主行動計画・フォローアップ調査関連

- 2019年9月：日本鉄鋼連盟総務委員会の下に「取引適正化検討ワーキンググループ(以下、WG)」を設置、自主行動計画の策定検討を開始。
- 2020年4月：日本鉄鋼連盟総務委員会および運営委員会にて、「適正取引の推進に向けた自主行動計画」機関決定・HPにて公表。
 - 9月：自主行動計画フォローアップ(以下、FU)調査実施(第一回目)。
 - 11月：WGにて、FU調査結果をもとに意見交換および課題共有。
- 2021年3月：WGにて、2020年度活動総括・2021年度活動計画を検討。
 - 8月：WGにて、上記自主行動計画の改訂について検討。
 - 10月：日本鉄鋼連盟総務委員会および運営委員会にて、「適正取引の推進に向けた自主行動計画」の改訂を機関決定(その後HPに公表し、会員企業にも周知)。
 - 10月：FU調査実施(第二回目)。
 - 12月：WGにて、FU調査結果をもとに意見交換および課題共有。

2. 周知要請、講習会案内関連

- 経済産業省等からの下請法に係る要請文書、講習会の案内等を会員企業へ周知。

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組み】

- ✓ フォローアップ調査の結果を取引適正化検討WGで意見交換(年3回開催)し、会員企業の下請取引の適正化に向けた活動を支援する。
- ✓ ガイドラインの改定および下請法・基準・通達等の改正に関する経済産業省からの周知依頼があれば、会員企業へ周知徹底を図る。

【目標】

- ✓ 引き続き、フォローアップ調査などを通じ、鉄連会員企業の取引状況の実態把握に努め、会員企業の下請取引の適正化にむけた活動を支援する。